日光市民病院院内感染対策指針

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、 終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全職 員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものであ る。

第2条 院内感染委員会の設置

1. 委員長は病院長が指名し、管理者、病院長、看護部長、事務部長、医師、 看護師長、看護師、薬剤科、臨床検査科、栄養科、リハビリテーション科、 放射線科、透析、事務部からなる院内感染対策委員会(以下、対策委員会) を設け、毎月1回定期的に委員会を行う。

緊急時は、臨時委員会を開催する。

- 2. 院内感染対策委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
 - ① 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し
 - ② 感染症患者の把握
 - ③ 院内感染対策に関する職員への情報提供
 - ④ 異常な感染症が発生した場合、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案・実施するために全職員への周知徹底を図る。
 - ⑤ 感染対策に関する職員への教育
 - ⑥ 患者との情報の共有
 - ⑦ 感染制御チーム (ICT) の会議結果の審議に関すること
 - ⑧ 抗菌薬適正使用に関すること
- 3. 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- 4. 委員はその職務に関して知り得た事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは委員会及び病院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
- 5.「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められた感染症の患者等を診断した場合は、法令に基づき保健所長を通じて都道府県知事へ届出る。

第3条 感染制御チーム (Infection Control Team: ICT)

1. 感染対策委員会の下部組織として院内感染防止対策の実務を担当し、感染対策に関する情報収集、監視、教育、指導および介入の役割を担う。

2. チーム構成

医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、理学・作業療法士、臨床検査技師、 臨床工学技士、放射線技師、事務職員

3. 開催

毎月1回開催

- 4. ICT の役割・活動内容
 - ① 院内感染対策マニュアルの作成・見直し
 - ② 感染防止対策の実施状況の把握、指導
 - ③ 感染の発生率に関するサーベイランスの実施、評価
 - ④ 週1回程度の定期的な病棟巡回および定期的な関連部署への巡回
 - ⑤ 院内感染対策委員会への報告
 - ⑥ 職員への教育
 - ⑦ その他院内感染に関すること

第4条 職員研修

- 1. 院内感染対策の基本的な考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- 2. 職員研修は、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- 3. 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

第5条 院内感染発生時の対応

- 1. MRSA 等の感染を防止するため、「感染情報レポート」を毎週作成し、スタッフの情報供給を図るとともに、院内感染対策委員会で再確認等して活用する。
- 2. 異常発生時は、主治医または看護師長が院内感染対策委員長、看護部長に報告する。院内感染対策委員長は必要に応じて、その状況及び患者への対応等を病院長、事務部長に報告し、場合によっては院外の専門家の介入を求める。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められた感染症の患者等を診断した場合は、届出を速やかに行い、対応に関する指導を受けるなど、初動の遅れのないように対応する。

第6条 院内感染対策マニュアル

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って、標準予防策等を実施し、感染対策に努める。

第7条 患者への情報提供と説明

- 1. 本指針は、患者又は家族から要望があった場合、閲覧できる。
- 2. 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

第8条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進

1. 感染制御に関する質問は、日本感染症学会施設内相談窓口(厚生労働省委託 事業)に FAX (03-3812-6180) で質問を行い、適切な助言を得る。また、同 学会のホームページを活用する。

http://www.kansensho.or.jp/sisetunai/index.html

2. その他、医療機関内における院内感染対策を推進する。

附則

- この指針は、平成20年4月1日から施行する。
- この指針は、平成21年10月1日から改訂する。
- この指針は、平成24年9月1日から改訂する。
- この指針は、平成27年7月1日から改訂する。
- この指針は、平成29年4月1日から改訂する。
- この指針は、平成30年4月1日から改訂する。